

利益相反管理方針（概要）

当社は、利益相反のおそれのある取引を適切に管理し、お客様の利益を不当に害することのないよう業務を遂行いたします。以下に、利益相反管理方針（以下「本方針」という）の概要を公表いたします。

1. 利益相反のおそれのある取引の類型

(1) 対象取引

本方針の対象となる取引（以下「対象取引」という）は、当社がお客様と行う金融商品関連業務に伴う委任関係に基づく取引のうち、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引です。

(2) 対象取引の類型

以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

	お客様と当社	お客様と他のお客様
利害対立型	お客様と当社の利害が対立する取引	お客様と他のお客様との利害が対立する取引
競合取引型	お客様と当社が同一の対象に対して競合する取引	お客様と他のお客様とが同一の対象に対して競合する取引
情報利用型	当社がお客様から取得した非公開情報を不当に利用して、当社が利益を得る取引	当社がお客様から取得した非公開情報を不当に利用して、他のお客様が利益を得る取引

(注) 本方針でいう取引とは、お客様との間に委任関係がある取引をいいます。

2. 利益相反管理の方法

- (1) 当社に営業部門から独立した利益相反管理統括部署を設置し、利益相反にかかる情報集約、対象取引の特定および管理を一元的に行います。
- (2) 当社は、対象取引を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法を選択し、または組み合わせることにより利益相反を管理いたします。また、利益相反管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、社内に周知・徹底いたします。
 - ア. 利益相反を発生させる可能性のある部門の分離（部門間の情報遮断）
 - イ. 対象取引の一方又は双方の条件又は方法の変更
 - ウ. 対象取引の一方の中止
 - エ. お客様への利益相反事実の開示と同意取得